

協議第18号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年4月9日提出

近江八幡市・安土町合併協議会
会 長 富士谷 英 正

記

1. 市章は、合併時までに決定し、新市において条例で制定する。
2. 市民憲章、市の花、木、鳥および歌、各種宣言、表彰制度については、新市において調整する。
3. 名誉市民、町民は新市に引継ぎ、制度等については、新市において調整する。

協定項目	慣行の取扱い	協定項目 No.	15
1	市 1 町	の	現 況
近江八幡市		安土町	
<p>【市章】 昭和29年7月25日制定</p>  <p>近江の守護職であった佐々木氏は六角と称し、以来六角は近江の代名詞となった。この六角の中に八幡の「八」を平和のシンボル鳩の形に置いたもの。</p> <p>【憲章】 昭和43年 3月27日制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 心をあわせ、美しいまちをつくりましょう。 1 よい風習を育て、明るいまちをつくりましょう。 1 仕事にはげみ、豊かなまちをつくりましょう。 1 教養を高め、文化のまちをつくりましょう。 1 からだをきたえ、健康なまちをつくりましょう。 	<p>【町章】 昭和44年2月1日制定</p>  <p>カタカナの「ア」の字を変形し、西の湖の水流をイメージし、町の発展を表し、土を円形し町民の和を表現している。</p> <p>【憲章】 昭和49年11月 3日制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 安土は歴史のまち 美しい自然と、歴史をまもり、誇り高いまちをつくりましょう。 1 安土は明るいまち 良い風習を育て、心のふれ合う、明るいまちをつくりましょう。 1 安土は豊かなまち 仕事にはげみ、力を合わせ、豊かなまちをつくりましょう。 1 安土は健康なまち からだを鍛え、心も正しく、健やかなまちをつくりましょう。 1 安土は伸びゆくまち 若い力を育て、英知をつちかい、伸びゆくまちをつくりましょう。 		

協定項目	慣行の取扱い	協定項目 No.	15
1	市	1	町
1	市	1	町
近江八幡市	安土町	現	況
近江八幡市	安土町		備考
<p>【木・花・鳥】 昭和48年5月18日制定 市の木：さくら（高木） つつじ（低木） 市の花：サルビア 市の鳥：なし</p> <p>【歌】 昭和33年8月制定</p> <p>1 香る若葉の沖の島 湖畔の名所長命寺 夢の楽天近江野に 伸びる文化のたくましく 大八幡よ栄えあれ</p> <p>2 琵琶の水面に輝やける 美わしの湖国明るい街 意気も新たな情熱が 明日の平和を拓きゆく 大八幡よ栄えあれ</p> <p>3 黄金の波にわき上がる 大地の息吹ガッチリと 手と手を組んだ笑顔から 明日の理想がもり上がる 大八幡よ栄えあれ</p> <p>【宣言】 人権擁護都市宣言 （昭和57年6月28日制定） 交通安全教育都市宣言 （昭和62年3月25日制定） 「湖国文化都市近江八幡」平和都市宣言 （昭和62年6月22日制定） ゆとり創造宣言 （平成2年6月22日） 世界連邦宣言 （昭和36年6月20日制定）</p>	<p>【木・花・鳥】 昭和49年11月3日制定 町の木：椿 町の花：よしの花 町の鳥：よしきり</p> <p>【歌】 なし</p> <p>【宣言】 平和都市宣言 （平成6年12月20日制定）</p>		
<p>【表彰】 近江八幡市表彰条例 （昭和46年6月25日制定） 近江八幡市表彰条例施行規則 （平成46年6月25日制定） 近江八幡市名誉市民条例 （昭和33年3月30日）</p>	<p>【表彰】 安土町名誉町民条例 （昭和63年3月31日制定） 安土町各種委員感謝状授与規程 （平成10年5月28日制定）</p>		

協定項目		慣行の取扱い		協定項目 No.		15	
先		進		地		事	
						例	
新市名等	合併の方式	関係市町	調 整 方 針				
日南市	新設		① 市章、市旗、市民憲章、市の木等については、合併後速やかに制定する。 ② 宣言については、合併後速やかに調整する。 ③ 表彰制度については、合併後速やかに調整する。 ④ 名誉市民・町民は新市に引継ぎ、制度等については合併後速やかに調整する。				
みやま市	新設		① 市（町）章及びシンボルマークについては、合併時まで調整し定める。 ② 市（町）民憲章、宣言等については、新市（町）において定める。 ③ 行事については、新市（町）の一体性の確保という観点から合併時又は合併後に統合する。				
伊佐市	新設		① 市章、市民憲章、市の花、市の木、市歌については、新市に移行後、早い時期に制定する。 ② 各種宣言は、新市に移行後調整し、新たに制定する。 ③ 表彰制度は、新市に移行後、新たな制度を創設する。 ④ 各種行事は、新市に移行後、地域性を尊重しながら調整する。				
南九州市	新設		① 市章については、新市において新たに制定する。 ② 市民憲章については、新市において新たに制定する。 ③ 市の宣言については、新市において新たに制定する。 ④ 市民表彰については、新市において新たに制定する。 ⑤ 名誉市民については、新市において新たに制定する。なお、既にその称号を贈られている名誉町民については、名誉を新市に引き継ぐ。 ⑥ 市木、市花、市民歌及びシンボルマーク等については、新市において制定の有無を含めて調整する。				